

松山家庭裁判所委員会（第4回）議事概要

1 日時

平成17年7月1日（金）午後1時30分

2 場所

松山家庭裁判所大会議室（5階）

3 出席者

(1) 委員

伊藤峯雄，岡田円治，小武元，武田秀治，田中 忠，沼田幸雄，東俊一，日野諄二，平林茂代，別府恵子，堀 貴博，村地 勉，和食俊朗

(2) 事務担当者

黒坂事務局長，吉開首席家裁調査官，松本首席書記官，越智総務課長，山下課長補佐

4 議事（ 委員長， 委員， 事務担当者 ）

(1) 松山家庭裁判所長あいさつ

(2) 新任委員の紹介

(3) 委員長互選 村地委員を選任

(4) 委員長あいさつ

(5) 裁判所を利用する人へのアンケートについて

前回提出されたテーマと聞いているが，事務局長から説明をさせていただく。

黒坂事務局長が，「調停委員の事件の進め方等についてアンケートを実施し，調停委員の発言について不満な点が記載されても，それは調停事件の全体の流れの一場面のことです。その部分の発言のみを取り上げても適切な対応はできないと思われること。調停委員に対しては，当事者が調停に臨む際に抱く不安や，当事者が調停委員の一挙手一投足に敏感に反応するということを，任命時はもとより，研修や研究会の機会の度に指導してきている。仮に，調停委員の言動

等に不満な点がある場合には，直接調停委員にいてもらうか，担当書記官にいてもらうほうがいいと考えられ，担当書記官から裁判官に報告がなされ，調停委員の対応が不適切な場合には，裁判官から調停委員に注意をすることになると思われることから，アンケートの実施より，これらの方法により当事者の意見を吸い上げる方が実効的な解決が可能と思われる。」旨を説明した。

ただいまの説明に関し，御意見があれば御発言いただきたい。

調停の進行のしかたや中身について，調停委員が話を聴いてくれないとか，条項を押しついたり強引だということを知ることがあるが，その点をアンケートでは除外したいということに納得できない。是非実施してほしい。

裁判所でアンケートをとることに不都合があったり，難しい点があるのか。特にない。

匿名で記載してもらえばよいし，意見を出してもらうのは簡単ではないか。それらの意見をどう生かすかは別の問題で，とにかくやってみたらどうか。

前回の話では，市民のために家庭裁判所をできるだけ使いやすくできないかという趣旨でこのテーマは出されたと思う。放送された番組についての意見でも，その一部のみをとらえたものがある一方，本質的なものもある。受け取る側が本質的な部分を生かして改善すればよいと思う。アンケートを求めたといっても，必ずしも変更や改善を約束するものではないので，広く利用する人に意見を伺って，裁判所の業務を検討してもよいのではないか。

調査やアンケートは大学でも実施しており，その意見をどんな形でフィードバックしていくかは問題ではあるが，意見を聴くこと自体は大切なことだと思う。

アンケートの方法について御意見はあるか。

通常，調停には数回の期日を要すると思われるが，終了した段階や，受付段階，また，進行段階における期間，回数，日数，調停の中身では十分に意見を聴いてくれたかなどを聴けば，いろいろなことが出てくるのではないか。申立

人、相手方それぞれの立場の意見として回答をみればよいと思う。

裁判手続をよく理解していないが、調停の結果でも、勝ち負けがあるのではないか。調停の終了のそれぞれの立場により、満足、不満足 of 感情が恣意的に反映されてしまうのではないか。公平なアンケート結果が出てくるのか危惧される。

調停の進め方については、当事者の感じ方の違いでアンケート結果に影響を与えることがあるかもしれない。ただ、受付職員の対応等については、調停の進め方とは違い、ニュートラルな感じはしているが。

立場によって評価が違ってこないかという意見もあるが、調停が対象であり、裁判が対象ではないので、勝ち負けは気にしなくてよいのではないか。

申立人、相手方それぞれの立場の意見として、アンケート結果をみればよいと思うし、立場の違いを気にする必要はないと思う。

主催する側とサービスを受ける側とでは、イメージも違うと思うが、主催者側がそれに気づくだけでも意味があると思う。

裁判所としても、これらの意見を踏まえて検討し、次回に何らかの形で報告したい。

(6) 未成年者後見人等の財産管理状況の監督について

松本首席書記官が概要を説明

(7) ビデオ上映（裁判員制度）

御質問等があれば、お聞かせくいたきたい。

重大事件について、有罪か無罪かだけでなく、量刑まで決めるという大きな改革であり、裁判員に選ばれた人は大変だと感じている。裁判官が助言してくれるというが、そうなれば裁判官の意見に追従するだけになりかねないのではないか。陪審員制度では有罪か無罪かの判断をするだけであるが、量刑まで決める裁判員制度を導入することになった経緯を聞きたい。

当初は、陪審員制度や参審制も検討されたようだが、最終的に折衷的な制度

に落ち着いたと聞いている。

方法論であるが、当初は小さな事件から始めることは検討されなかったのか。重大事件からスタートしようとする経緯を聞きたい。

国民が興味を持ってくれそうな事件のほうが入りやすいと考えられるからだと思われる。

国民が興味を持たないとやってみる意味がないと思われる。

現在は性犯罪等で公開されていない事件も裁判員裁判の対象となる可能性はあるのか。そうであれば、時代の流れに逆行しているのではないか。

対象となる可能性はある。

審理の過程で配慮するものと思われる。

被害者から事情を聴くとしてもビデオリンクシステム等を利用し、当事者や傍聴人などに公開されない形で扱われると思われる。

国民に興味を引くものでないと導入としては問題があるということだが、興味だけが主体となり、現在のショー化された社会傾向が反映されたようで残念に思う。現在の日本の刑事裁判がベストではないので検討されたものと思われるが、日本の文化や歴史的なことも考えられたのか疑問である。

裁判員制度と同じではないが、類似の制度として検察審査会制度がある。様々な年齢、職種の方々が委員になっているが、よく勉強されており、戦後国民の意識は底上げされていると感じており、検察という国家の権威に対しても、しっかりした意見を出している。また、全国的にも活発に運用されている。

国民が中身を知らないまま決ってしまったという感じを持っている。世間で注目されている裁判の裁判員に指名されると、10人中7、8人は戸惑うのではないか。知らないところで決ってしまったと思っている人が多いのではないか。

以前に性犯罪の被害を受けた人が、性犯罪の事件の裁判員になった場合、事件に関わることで自分の中に記憶がよみがえることがあるが、新たな心理的な

傷を抱え込むことになるのではないか。カウンセリングを受けるにしても、守秘義務があるので自分の中で抱えることになってしまうと思うが、そういう点をどう考えているのか。

性犯罪の被害にあった人が、性犯罪事件の裁判員に選任されたとき辞退をする正当理由になるのか、不安になって精神科で受診するとき守秘義務はどうなるのかといった難しい問題はあるが、現在研究しているところと思われる。

過去に被害にあったことは、辞退の正当理由になるのではないか。

その点は疑問である。

表向きの事件のなかでは出てこないが、究明することにより出てきて触れることもあるかもしれない。そうすると、自分の中で抱え込む以外にない。守秘義務がある以上、どこに訴えることもできないのではないか。

量刑が重くなることを心配している。事件をどういう視点で見るとかという点では、どうしても被害者の視点でみるのではないかとと思われる。そうすると、全体に量刑が重くなってこないか。適正な量刑に変動が生じ、重罰化や不安定化が出てくることを危惧している。

皆さまから様々な意見をいただいたが、裁判所としても検討を要することも多いと思われるので、機会があれば上級庁に伝えていきたい。

5 次回のテーマについて

次回のテーマについて御提案はあるか。

アンケートについての案を次回期日前に送付していただきたい。

方法論や内容を検討し、次回期日前に回答させていただく。他に、「補導委託の現状と新規開拓について」をテーマとしたいがどうか。

どのくらい補導委託の件数があって、どのくらい委託先があるのか。

委託先については、施設が、養護施設、婦人相談所、更生保護会の3か所、個人が、愛媛県と香川県にそれぞれ1か所あるだけで、活用の程度は年間一桁程度である。

試験観察の件数が少ないから補導委託先が少ないのか，あるいは，もっと多くしたいが補導委託先が少ないのか。

調査官が意見を検討する段階で，補導委託先が手近にないので選択できない場合が多い。

補導委託についてをテーマとしてよろしいか。

了承

6 次回期日について

次回期日は，追って事務局で調整の上連絡することによろしか。

了承

(以上)